

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

○国土調査の成果の認証

○農地法により国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画

○土地改良区の役員の就任の届出

○道営土地改良事業計画の決定

○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定

○公共測量の実施の通知

○道路の区域の変更

○道路の供用の開始

○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)

○都市計画の変更の決定

○都市計画の変更の案の縦覧

○都市計画事業の事業計画の変更の認可

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

○一般競争入札の実施

○特定調達契約に係る落札者等の公示

○道教育庁十勝教育局告示

○石狩後志海区漁業調整委員会指示

○浜益川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限

六三

六四

六四

六五

六五

六五

六五

六六

六六

六六

六六

六六

六七

六七

七一

七一

七二

七二

七二

七三

七三

七三

七三

七三

公布された規則のあらまし

北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八十五号)

一 趣旨及び内容

漁業再建整備特別措置法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第八十六号)

一 趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定するため、この規則を制定することとした。

二 内容

漁業近代化資金の利子補給率のうち、一・一パーセント及び〇・九パーセントのものを〇・二ポイント引き下げ、〇・六パーセントのものを〇・一五ポイント引き下げることとした(第二条第二項の表関係)。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年七月五日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規則

北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年八月十三日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十五号

北海道立自然公園条例施行規則及び北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 北海道立自然公園条例施行規則(昭和三十三年北海道規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

平成十四年八月十三日 火曜日

第十九条第七号の二中「漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第二十一条に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）」に改める。
（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

第二条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和四十九年北海道規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ハ（中）「漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第二十一条に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年八月十三日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第八十六号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年北海道規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「年一・一パーセント」を「年〇・九パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・七パーセント」に、「年〇・六パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十四年七月五日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

世

示

北海道告示第1354号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（友づれコークにあっては目的に関する変更及び特定非営利活動に係る事業に関する変更、札幌市精神障害回復者小規模共同作業所連絡協議会にあっては目的に関する変更、おとふけ元気の里にあっては名称に関する変更、特定非営利活動に係る事業の変更及び役員に関する変更、札幌室内歌劇場にあっては職員に関する変更、ファミリーサポーターさわやかにあっては役員に関する変更、辨送を考える市民の会にあっては社員資格の得喪に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。
平成14年8月13日

大臣

変更、札幌市精神障害回復者小規模共同作業所連絡協議会にあっては目的に関する変更、名称に関する変更、特定非営利活動に係る事業の変更及び社員資格の得喪に関する変更、おとふけ元気の里にあっては名称に関する変更、特定非営利活動に係る事業の変更及び役員に関する変更、札幌室内歌劇場にあっては職員に関する変更、ファミリーサポーターさわやかにあっては役員に関する変更、辨送を考える市民の会にあっては社員資格の得喪に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。
平成14年8月13日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年7月8月
- (2) 特定非営利活動法人の名称 友づれコーク
- (3) 代表者の氏名 大野 知道
- (4) 主たる事務所の所在地 虻田郡豊浦町字東雲町16番地
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、共に生き共に栄えることを基本に、新しい相互扶助の地域づくりをめざして、住民参加型で在宅福祉サービスに関する事業を行い、高齢者が安心して生き生き暮らすことができる社会の構築に寄与することを目的とします。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年7月11日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 札幌市精神障害回復者小規模共同作業所連絡協議会
- (3) 代表者の氏名 宮田 英次
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区美園6条8丁目1-4-101
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、在宅精神障害回復者の社会復帰訓練を行う小規模共同作業所育成と活動の振興を図り、在宅精神障害回復者の社会復帰を促進し、精神障害回復者の福祉向上を目指す札幌市内の小規模共同作業所（以下、「作業所」と言う）の充実強化を図り、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年7月11日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 おとふけ元気の里
- (3) 代表者の氏名 萩原 信義
- (4) 主たる事務所の所在地 河東郡音更町宝来仲町南1丁目1番地4

(5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者、児童に対して、社会福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成14年7月12日

(2) 特定非営利活動法人の名称 札幌室内歌劇場

(3) 代表者の氏名 則竹 正人

(4) 主たる事務所の所在地 札幌市南区真駒内南町4丁目3番5-306号

(5) 定款に記載された目的 この法人は、日本における理想的なオペラ芸術の姿を提案し、理解と共感を得られる演奏・上演活動を通して、市民に豊かな音楽文化環境を提供することで、オペラ芸術と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成14年7月16日

(2) 特定非営利活動法人の名称 フレミリーサボーターさわやか

(3) 代表者の氏名 梅津アイ子

(4) 主たる事務所の所在地 函館市栄町9番6号

(5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者更に一般住民に対して、在宅介護・介助及び生活援助を主として行ない、助け合いの精神に基づき受け手と、担い手が対等に貢献することにより“新しい家族づくり”に寄与し、活力ある長寿社会の発展に協力することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成14年7月23日

(2) 特定非営利活動法人の名称 葬送を考える市民の会

(3) 代表者の氏名 長崎 昭子

(4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北11条西4丁目1-29 北海道NPOサポーターセンター

(5) 定款に記載された目的 この法人は、生と死・葬送に関するさまざまな問題について関心を持つ市民が集まり、「納得のいく送り方・送られ方」を学習し、慣習や習俗にとらわれない故人と送る人の思いを大切に旅立ちの実現をめざして、活動を行うことを目的とする。

北海道告示第1355号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成14年8月13日

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認定年月日
戸井町 地籍図・地籍簿	亀田郡 戸井町	字汐首町・ 字瀬田来町 の各一部	平成10年4月22日から 平成14年3月18日まで	平成14. 8. 5
鹿部町 地籍図・地籍簿	茅部郡 鹿部町	字鹿部の一 部	平成10年4月22日から 平成14年2月20日まで	同
弟子屈町 地籍図・地籍簿	上川郡 弟子屈町	字サワラ子 サツア及び 屈斜路の各 一部	平成11年4月14日から 平成13年12月4日まで	同

北海道告示第1356号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第3項の規定により、次のとおり国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画を公示する。

平成14年8月13日

区分	所在地	地区名	北海道知事 堀 達 也	
			予定売渡口数 入植 増反 団体 (口) (口) (口)	予定売渡面積 入植 増反 団体 (ha) (ha) (ha)
石狩支庁 知事作成分	千歳市	中央長都	1	0.23
十勝支庁 知事作成分	更別村	勢 雄	5	4.40
釧路支庁 知事作成分	白糠町	白 糠	1	4.66
根室支庁 知事作成分	別海町	上 春 別	2	0.07

北海道告示第1357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市土地改良区から、次のとおり役員の新任の届出があった。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年8月13日

北海道知事 堀 達也

1	道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2	路線名	大成黒松内停車場線				
3	道路の区域	間				

寿都郡黒松内町字黒松内562番1地先から寿都郡黒松内町字黒松内376番3地先まで

15.50mから27.50mまで 208.50m

15.50mから27.50mまで 208.50m

10.00mから23.50mまで 205.20m

北海道告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年8月13日

北海道知事 堀 達也

1	道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
2	路線名	広尾大樹線				
3	道路の区域	間				

広尾郡広尾町字野塚14線2番4（一般国道336号交点）から広尾郡広尾町字野塚14線2番24まで

15.55mから16.50mまで 133.19m

15.55mから47.95mまで 117.01m

一般国道336号重複 L = 21.50m

広尾郡広尾町字野塚14線2番12（一般国道336号交点）から広尾郡広尾町字野塚14線2番24まで

15.55mから47.95mまで 117.01m

一般国道336号重複 L = 21.50m

北海道告示第1365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年8月13日

北海道知事 堀 達也

1	都市計画の種類	道路	種別名	称	起	終	点	主な経過地
2	都市計画を定めた土地の区域							

幹線街路 3・4・4号 斜里網走通 斜里町港西町 斜里町字以久科北 斜里町本町

幹線街路 3・4・5号 北廻り通 斜里町港町 斜里町文光町 斜里町本町

幹線街路 3・4・6号 中通 斜里町字豊倉 斜里町本町 斜里町文光町

幹線街路 3・4・7号 中央通 斜里町本町 斜里町本町 斜里町本町

幹線街路 3・4・8号 海岸通 斜里町港町 斜里町港町 斜里町港町

幹線街路 3・4・9号 小学校通 斜里町文光町 斜里町新光町 斜里町新光町

幹線街路 3・4・10号 豊倉東1線通 斜里町新光町 斜里町新光町 斜里町新光町

幹線街路 3・4・11号 豊倉東4線通 斜里町光陽町 斜里町光陽町 斜里町光陽町

幹線街路 3・4・12号 朝日通 斜里町朝日町 斜里町光陽町 斜里町光陽町

幹線街路 3・3・13号 斜里ウト口通 斜里町字美味科北 斜里町字豊倉

（縦覧に供する都市計画の図書のとり方）

北海道告示第1366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の

規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号060-8588）北海道建設部都市計画課とする。
平成14年8月13日

北海道知事 堀 達也

1 札幌圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

札幌市清田区清田の一部及び手稲区手稲山口の一部
石狩市樽川の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、札幌市企画調整局計画部都市計画課及び石狩市建設部都市計画課

2 旭川圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

鷹栖町の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び鷹栖町建設課

3 苫小牧圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域との区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

白老町字石山の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び白老町都市整備課

4 札幌圏都市計画用途地域に係る事項

- (1) 都市計画の種類 用途地域
- (2) 都市計画を定める土地の区域

石狩市樽川の一部

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び石狩市建設部都市計画課

5 網走都市計画臨港地区に係る事項

- (1) 都市計画の種類 臨港地区
- (2) 都市計画を定める土地の区域

追加する土地の区域

網走市港町及び港町地先の各一部

イ 除外する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び網走市建設部都市開発課

6 函館圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種別名

幹線街路

3・3・101号 外環状線

3・4・46号 見晴公園通

上磯町七重浜

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び函館市都市建設部都市計画課

7 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域

種別名

種別名

起 点 終 点 主な経過地

幹線街路	3・1・ 1号 北大通	千歳市栄町 5 丁目	千歳市清水町 5 丁目	千歳市幸町 4 丁目	幹線街路	3・4・ 27号 6 線 通	千歳市桜木 2 丁目	千歳市上長都	千歳市桜木 1 丁目
幹線街路	3・2・ 3号 国道36号	千歳市西島松	千歳市美々 5 丁目	千歳市上長都	幹線街路	3・4・ 28号 長都駅通	千歳市長都駅 前3丁目	千歳市上長都	千歳市長都駅 前4丁目
幹線街路	3・2・ 4号 住吉通	千歳市住吉 2 丁目	千歳市根志越	千歳市住吉 3 丁目	幹線街路	3・4・ 29号 市場通	千歳市上長都	千歳市上長都	千歳市上長都
幹線街路	3・3・ 5号 祝梅大通	千歳市祝梅	千歳市弥生 3 丁目	千歳市弥生 1 丁目	幹線街路	3・4・ 30号 5 線 通	千歳市上長都	千歳市上長都	千歳市上長都
幹線街路	3・3・ 6号 東大通	千歳市本町 2 丁目	千歳市寿 1 丁目	千歳市青葉 2 丁目	幹線街路	3・4・ 31号 祝梅北通	千歳市弥生 2 丁目	千歳市弥生 2 丁目	千歳市梅ヶ丘 3 丁目
幹線街路	3・3・ 7号 中央大通	千歳市平和	千歳市上長都	千歳市千代田 町 3 丁目	幹線街路	3・4・ 32号 旭ヶ丘通	千歳市旭ヶ丘 3 丁目	千歳市流通 1 丁目	千歳市流通 2 丁目
幹線街路	3・2・ 8号 真町泉沢 大通	千歳市本町 4 丁目	千歳市泉沢	千歳市真町	幹線街路	3・4・ 39号 美々西通	千歳市美々 3 丁目	千歳市美々 3 丁目	千歳市美々 3 丁目
幹線街路	3・3・ 9号 川南通	千歳市本町 1 丁目	千歳市豊里 1 丁目	千歳市東雲町 2 丁目	幹線街路	3・2・ 40号 泉沢東大通	千歳市泉沢	千歳市泉沢	千歳市泉沢
幹線街路	3・3・ 10号 駅大通	千歳市錦町 3 丁目	千歳市千代田 町 6 丁目	千歳市千代田 町 3 丁目	幹線街路	3・4・ 41号 泉沢中央 通	千歳市泉沢	千歳市泉沢	千歳市泉沢
幹線街路	3・3・ 11号 未広大通	千歳市未広 5 丁目	千歳市高台 4 丁目	千歳市未広 4 丁目	幹線街路	3・4・ 42号 泉沢西通	千歳市泉沢	千歳市泉沢	千歳市泉沢
幹線街路	3・3・ 12号 日の出大 通	千歳市未広 8 丁目	千歳市柏台	千歳市青葉丘	幹線街路	3・3・ 43号 美々中央 通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々
幹線街路	3・3・ 13号 33号大通	千歳市北信濃	千歳市上長都	千歳市北信濃	幹線街路	3・4・ 44号 泉沢学園 通	千歳市泉沢	千歳市泉沢	千歳市泉沢
幹線街路	3・3・ 14号 7線大通	千歳市北信濃	千歳市北信濃	千歳市北信濃	幹線街路	3・4・ 45号 美々南通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々
幹線街路	3・4・ 16号 川北通	千歳市幸町 6 丁目	千歳市幸福 2 丁目	千歳市幸福 1 丁目	幹線街路	3・4・ 46号 6 線 中通	千歳市長都駅 前1丁目	千歳市長都駅 前1丁目	千歳市長都駅 前1丁目
幹線街路	3・4・ 18号 支笏湖通	千歳市錦町 2 丁目	千歳市蘭越	千歳市大和 1 丁目	幹線街路	3・4・ 47号 7 線 中通	千歳市北光 5 丁目	千歳市北陽 3 丁目	千歳市北光 6 丁目
幹線街路	3・4・ 19号 未広高台 通	千歳市栄町 6 丁目	千歳市幸福 3 丁目	千歳市稲穂 2 丁目	幹線街路	3・4・ 48号 8 線 中通	千歳市北光 2 丁目	千歳市北陽 1 丁目	千歳市北陽 1 丁目
幹線街路	3・4・ 21号 9 線 通	千歳市北斗 3 丁目	千歳市北信濃	千歳市信濃 2 丁目	幹線街路	3・4・ 49号 30号中通	千歳市長都駅 前1丁目	千歳市あずさ 2 丁目	千歳市北陽 2 丁目
幹線街路	3・4・ 22号 30号通	千歳市北光 3 丁目	千歳市流通 2 丁目	千歳市花園 3 丁目	幹線街路	3・4・ 50号 28号通	千歳市清流 2 丁目	千歳市清流 7 丁目	千歳市清流 4 丁目
幹線街路	3・4・ 23号 8 線 通	千歳市北信濃	千歳市富士 3 丁目	千歳市富士 1 丁目	幹線街路	3・2・ 54号 空港泉沢 大通	苫小牧市宇美 沢	千歳市柏陽 5 丁目	苫小牧市宇美 沢
幹線街路	3・4・ 25号 32号通	千歳市北信濃	千歳市上長都	千歳市上長都	幹線街路	3・4・ 55号 美々東通	千歳市駒里	千歳市美々	千歳市美々
幹線街路	3・2・ 26号 美々駒里 大通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々	幹線街路	3・4・ 56号 美々学園 通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々
					幹線街路	3・4・ 57号 美々中通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々

呼 0 6 9 1 3 紙 報 公 報 北

幹線街路 3・4・60号 南千歳駅 通	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台
幹線街路 3・4・61号 柏台旭ヶ 丘通	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台
幹線街路 3・4・62号 柏台1号 通	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台
幹線街路 3・2・63号 道央新道	千歳市平和	千歳市柏台	千歳市柏台	千歳市柏台
幹線街路 3・4・64号 27号通	千歳市幸福2 丁目	千歳市幸福4 丁目	千歳氏幸福3 丁目	千歳市幸福3 丁目
幹線街路 3・2・101号 恵庭大通	恵庭市栄恵町	恵庭市新町	恵庭市京町	恵庭市京町
幹線街路 3・3・102号 恵庭公園 大通	恵庭市駒場町 4丁目	恵庭市住吉町	恵庭市駒場町 1丁目	恵庭市駒場町 1丁目
幹線街路 3・4・103号 川沿大通	恵庭市上山口	恵庭市牧場	恵庭市本町	恵庭市本町
幹線街路 3・3・104号 東1線大 通	恵庭市恵南	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
幹線街路 3・3・105号 江別恵庭 大通	恵庭市下島松	恵庭市柏陽町 3丁目	恵庭市島松寿 1丁目	恵庭市島松寿 1丁目
幹線街路 3・3・106号 島松大通	恵庭市下島松	恵庭市北柏木 町1丁目	恵庭市島松仲 町1丁目	恵庭市島松仲 町1丁目
幹線街路 3・4・107号 恵南柏木 通	恵庭市恵南	恵庭市北柏木 町3丁目	恵庭市駒場町 4丁目	恵庭市駒場町 4丁目
幹線街路 3・4・108号 戸磯団地 通	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
幹線街路 3・4・109号 恵庭駅通	恵庭市相生町	恵庭市白樺町 3丁目	恵庭市相生町	恵庭市相生町
幹線街路 3・4・110号 柏木戸磯 通	恵庭市北柏木 町1丁目	恵庭市和光町	恵庭市福住町 1丁目	恵庭市福住町 1丁目
幹線街路 3・4・111号 基線通	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
幹線街路 3・4・112号 戸磯黄金 通	恵庭市戸磯	恵庭市黄金北 3丁目	恵庭市黄金町	恵庭市黄金町
幹線街路 3・4・113号 柏木中通	恵庭市柏木町	恵庭市恵み野 西3丁目	恵庭市柏陽町 3丁目	恵庭市柏陽町 3丁目
幹線街路 3・4・114号 柏木通	恵庭市柏木町	恵庭市柏木町	恵庭市柏木町	恵庭市柏木町
幹線街路 3・4・115号 島松駅通	恵庭市島松本 町1丁目	恵庭市南島松	恵庭市島松本 町1丁目	恵庭市島松本 町1丁目
幹線街路 3・4・116号 19号通	恵庭市下島松	恵庭市下島松	恵庭市下島松	恵庭市下島松
幹線街路 3・4・117号 柏木団地 通	恵庭市北柏木 町3丁目	恵庭市北柏木 町3丁目	恵庭市北柏木 町3丁目	恵庭市北柏木 町3丁目

幹線街路 3・4・118号 中恵庭通	恵庭市下島松	恵庭市南島松	恵庭市島松仲 町2丁目
幹線街路 3・4・121号 寿通	恵庭市島松寿 町2丁目	恵庭市島松寿 町2丁目	恵庭市島松寿 町2丁目
幹線街路 3・4・124号 団地環状 通	恵庭市恵み野 北1丁目	恵庭市恵み野 東6丁目	恵庭市恵み野 西1丁目
幹線街路 3・4・125号 恵み野1 号通	恵庭市恵み野 西3丁目	恵庭市恵み野 西5丁目	恵庭市恵み野 西4丁目
幹線街路 3・4・126号 恵み野2 号通	恵庭市恵み野 北3丁目	恵庭市恵み野 北5丁目	恵庭市恵み野 北3丁目
幹線街路 3・4・127号 黄金中島 通	恵庭市恵み野 西1丁目	恵庭市戸磯	恵庭市中島町 4丁目
幹線街路 3・2・128号 恵千通	恵庭市北柏木 町1丁目	恵庭市戸磯	恵庭市中島町
幹線街路 3・3・129号 黄金学園 通	恵庭市黄金町	恵庭市黄金町	恵庭市黄金町
幹線街路 3・4・130号 黄金中通	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
幹線街路 3・4・131号 黄金東通	恵庭市黄金町	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
幹線街路 3・4・132号 黄金西通	恵庭市黄金町	恵庭市戸磯	恵庭市戸磯
区画街路 7・4・52号 29号中通	千歳市清流2 丁目	千歳市清流6 丁目	千歳市清流5 丁目
区画街路 7・4・58号 美々公園 通	千歳市美々	千歳市美々	千歳市美々

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、千歳市企画部まちづくり推進課及び恵庭市企画部都市計画課

8 札幌圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 名称 札幌石狩公共下水道

イ 位置

排水区域

(7) 変更前

[排水区域は総括図表示のとおり]

(備考) 面 積 約26,071ha (うち処理区域 約26,071ha)

(内訳) 札幌市分 約24,889ha (うち処理区域 約24,889ha)

<p>(4) 変更後 石狩市分 約1,182ha (うち処理区域 約1,182ha)</p> <p>「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <p>(備考) 面積 約26,155ha (うち処理区域 約24,963ha) (内訳) 札幌市分 約24,963ha (うち処理区域 約24,963ha) 石狩市分 約1,192ha (うち処理区域 約1,192ha)</p> <p>(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)</p> <p>(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、札幌市下水道局建設部計画課及び石狩市水道部下水道建設課</p>	<p>9 旭川圏都市計画下水道に係る事項</p> <p>(1) 都市計画の種類 下水道</p> <p>(2) 都市計画を定める土地の区域</p> <p>ア 名称 旭川公共下水道</p> <p>イ 位置 排水区域</p> <p>(7) 変更前 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <p>(備考) 面積 約8,337ha (うち処理区域 約8,282ha) (内訳) 旭川市分 約7,974ha (うち処理区域 約7,889ha) 東神楽町分 約214ha (うち処理区域 約214ha) 鷹栖町分 約149ha (うち処理区域 約149ha)</p> <p>(4) 変更後 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <p>(備考) 面積 約8,352ha (うち処理区域 約8,297ha) (内訳) 旭川市分 約7,974ha (うち処理区域 約7,919ha) 東神楽町分 約214ha (うち処理区域 約214ha) 鷹栖町分 約164ha (うち処理区域 約164ha)</p> <p>(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)</p> <p>(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び鷹栖町水道課</p> <p>10 網走都市計画及び女満別都市計画下水道に係る事項</p> <p>(1) 都市計画の種類 下水道</p> <p>(2) 都市計画を定める土地の区域</p> <p>ア 名称 網走女満別公共下水道</p>
--	---

<p>イ 位置 排水区域</p> <p>(7) 変更前 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <p>(備考) 面積 約1,488ha (うち処理区域 約1,488ha) (内訳) 網走市分 約1,142ha (うち処理区域 約1,142ha) 女満別町分 約1,182ha (うち処理区域 約346ha)</p> <p>(4) 変更後 「排水区域は総括図表示のとおり」</p> <p>(備考) 面積 約1,513ha (うち処理区域 約1,513ha) (内訳) 網走市分 約1,167ha (うち処理区域 約1,167ha) 女満別町分 約346ha (うち処理区域 約346ha)</p> <p>(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)</p> <p>(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び網走市水道部下水道課</p>	<p>北海道告示第1367号 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画法の事業計画の変更を認可した。 平成14年8月13日</p> <p>1 施行者の名称 芽室町</p> <p>2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画下水道事業芽室町公共下水道</p> <p>3 事業の施行期間 昭和49年3月8日から平成18年3月31日まで</p> <p>4 事業の用地 (1) 収用の部分 河西郡芽室町東芽室基線地内 (2) 使用の部分 昭和49年北海道告示第620号、昭和53年北海道告示第2720号、昭和56年北海道告示第674号、昭和60年北海道告示第175号、平成3年北海道告示第330号、平成5年北海道告示第834号、平成7年北海道告示第1571号、平成10年北海道告示第1600号及び平成12年北海道告示第179号の事業地に河西郡芽室町東芽室南1線及び東芽室南2線を加える。</p>
---	--

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成14年8月13日	北海道知事	堀 達也
1 氏名又は名称	有限会社木古内ツバメ商事	
2 代表者の氏名	新家 勲	
3 主たる事務所又は事業所の所在地	上磯郡木古内町字本町64番地の1	
4 指定の取消年月日	平成14年7月1日	

改 正 指 示

北海道渡島支庁告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年8月13日	北海道渡島支庁長	松 田 光 皖
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	茅部郡森町字上台町326番地7のうち（第2工区）	
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	茅部郡森町字御幸町144番地1 森町長 湊 美喜夫	
3 開発許可年月日及び番号	平成12年8月29日 渡建指第12 - 6号	

北海道十勝支庁告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年8月13日
北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする貸借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ及び付属品 109組
 - (2) 調達をする貸借物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約 期 間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (4) 納 入 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 要求仕様書記載のハードウェア要件等を満たしている機種を供給できる者であること。
- (4) 十勝支庁管内に本店、支店又は営業所等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年8月13日から23日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁総務部総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道十勝支庁総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 入 札 場 所 | 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝合同庁舎 3階講堂 |
| (2) 入 札 日 時 | 平成14年8月27日（火）午前10時30分 |
| (3) 開 札 場 所 | (1)に同じ。 |
| (4) 開 札 日 時 | (2)に同じ。 |

6 入 札 保 証 金 入札保証金は免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 交 付 場 所 | 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁総務部総務課 |
| (2) 交 付 方 法 | (1)の場所で交付する。 |

8 郵便等による入札

<p>認めない。</p> <p>9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（109組1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（109組1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書の作成の要否</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道十勝支庁総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 27 - 8502（直通）</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>
--

<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）</p> <p>(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（普通科）</p> <p>(2) パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（総合学科）</p> <p>(3) 教育用パーソナルコンピュータ（文書処理用） 一式 22台×1校（総合学科）</p> <p>2 落札を決定した日 平成14年7月25日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 代表取締役社長 宮井 淳治 イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号 (2)ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 代表取締役社長 宮井 淳治 イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号 (3)ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 代表取締役社長 宮井 淳治 イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号</p> <p>4 落札金額 (1) 239,400円 (2) 281,400円 (3) 141,750円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成14年度北海道教育庁十勝教育局告示第5号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目</p>	<p>石狩後志海区漁業調整委員会告示第1号</p> <p>石狩支庁管内浜益村の浜益川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。</p> <p>平成14年8月13日</p> <p>石狩後志海区漁業調整委員会会長 中 村 東 伍</p> <p>石狩支庁管内浜益村の浜益川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則</p>
--	---

平成十四年八月十三日 火曜日

七四

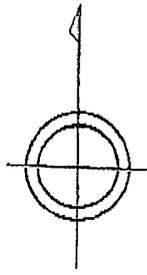
(昭和39年北海道規則第132号)第45条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りでない。

区	域		沖合	期
	河口及び沿岸	沖合方位(真方位)		
左海岸	右海岸	左方	右方	平成14年9月6日から10月23日まで
100m	200m	280°00'	280°00'	

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

委員会指示区域図

(さけ・ます採捕禁止区域)



1 / 5,000



平成十四年八月十三日

火曜日

平成十四年八月十三日

火曜日

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリント
ト務
部海
株法
式制
会文
社書
社課
道